審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の４第１項
処 分 の 概 要	教習射撃場の指定
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法　第９条の４第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第１条（届出及び申請の手続） 第４７条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準） 第４９条（教習射撃指導員の基準） 第５０条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審　査　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間	３０日（うち経由期間２３日）
申　　請　　先	指定射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
問 い 合 わ せ 先	指定射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	